

真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定業務委託 仕様書

1 業務の名称

真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)策定業務(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

国や県の動向、本市における高齢者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定することを目的とする。

3 計画期間

令和9年度から令和11年度（3年間）

4 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

ただし、実態調査業務については、令和8年3月26日までとする。

5 委託業務内容

【I 実態調査業務（令和7年度）】

令和6年3月策定「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」（以下「第9期計画」という。）を踏まえ、本市における課題等を整理し、さらに高齢者福祉事業及び介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下同じ。）に係る制度改正の動向を把握するとともに、調査・分析を行い、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施する。

業務内容は、次に掲げる内容を基本とするが、今後、国から新たな制度設計、計画策定に係る通知等が発出された場合には、その内容により変更が生じる場合があることとする。

（1）現状の整理分析

本市の概要及び社会経済的特性、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況、他団体の事例等について、本市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

① 基礎的な地域データおよび資料の整理分析

- ・第9期計画の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討
- ・本市が実施する高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状の整理
- ・高齢福祉課が保有する統計的データの分析
- ・他団体又は関係機関等が実施する高齢者福祉事業・介護保険事業の現状の整理及び分析
- ・他計画や資料による、高齢化の動向及び人口推計等の整理・分析

② 日常生活圏域の検証

- ・各項目について、日常生活圏域毎の整理・分析
- ③ 国及び他自治体の動向把握
 - ・法令（介護保険法、老人福祉法、政令及び施行規則等）及び国による指針等の精査・分析、他自治体の動向把握

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

厚生労働省資料「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」における「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」を基本として、本市における実態把握のための調査方法や調査項目等について提案・検討を行った上で、確定となった調査票により実施した調査結果を集計する。

当該集計結果から、本市における高齢者の意識、社会参加状況、生活実態、健康状態、介護環境、介護している家族の生活実態や抱える問題、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況及びニーズ等を把握し、地域の課題を特定する。

① 調査対象

- ・件数

3,000件

- ・対象者条件

要介護認定者を除く65歳以上の高齢者

- ・調査票

厚生労働省「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」を基本とし、ニーズ把握に適した項目を本市と協議の上、設定

② 調査実施における業務分担

作業内容	本市	受託者
1 調査内容の設計	○	
2 調査内容の設計支援及び調査票の作成		○
3 調査票の確定	○	
4 調査票の印刷		○
5 調査対象者の抽出及び宛名ラベル作成	○	
6 発送用・返信用封筒の印刷		○
7 宛名ラベル貼付、調査票封入、封緘		○
8 調査票の発送・回収 *		○
9 回収調査票の整理、データ入力（自由記述部分含む）、集計・分析・評価		○
10 回収調査票の管理	○	
11 報告書の作成		○
12 報告書の確定	○	
13 報告書の印刷		○

*発送・回収経費支出は受託者、回収率 70%程度を想定

③ 集計・分析

- ・日常生活圏域毎に集計し、実態を把握する。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となるニーズと併せて、介護が必要になった際に必要とされるサービスを把握する。
- ・本市が指示する集計作業はすべて行うこととし、自由記述についても、集計に反映させるものとする。

④ 調査結果報告書

- ・報告書（A4判、100頁程度、1色刷）6部
- ・電子データ（読み取り及び書き込み可能な磁気媒体記録（Microsoft Office Excel・Word）
- ・その他、本市が必要とする報告資料、関係データ一式

④ 計画策定委員会の運営支援（1回）（令和8年3月頃予定）

- ・計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、現計画の評価及び課題の抽出、会議資料の作成、会議での協議事項や質問事項等の助言や説明、議事録の作成・委員会への出席等を行うものとする。

⑥介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

- ・計画策定に伴い、施策検討等の資料とするため、他団体の特色ある施策等の事例提供すること。

⑦法律や制度などの動向に関する情報提供

- ・福祉分野に関する法律改正、制度変更について、逐次情報提供すること。

【Ⅱ 計画策定（令和8年度）】

令和7年度に実施した全ての調査の分析結果及び「第9期計画」の進捗状況をはじめ、国及び県の動向等を踏まえ、本市における各種行政計画との整合性が保たれた事業計画の立案から印刷製本までの業務を行う。

業務内容は、次に掲げる内容を基本とするが、今後、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては、変更が生じることがある。

(1) 現状の整理・分析（既存資料・データの収集、整理・分析）

- ・「第9期計画」の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討
- ・本市が実施している高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状の整理
- ・高齢福祉課が保有する統計的データの分析
- ・他の団体又は関係機関等が実施している高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状の整理・分析

※それぞれ本市に関する内容は、日常生活圏域（7圏域）毎に整理・分析

(2) 事業所調査

本市においてサービスを提供している事業者に対して、新たな事業サービスへの参入や

今後の事業展開等の意向を調査・分析することで、介護保険サービス事業量等の算定の基礎とする。

(3) 人口推計・事業量・費用推計・分析

本市が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

なお、推計等を進める過程において、分析が必要と思われる作業については、その都度、協議を行いながら、本市の指示のもと行うものとする。

① 人口及び要介護認定者数の推計（令和7年度から10年間）

令和7年度から10年間における年齢別・男女別による人口、要介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた要介護認定者数の推計

② 各年度における各介護保険サービスの事業量（総合事業を含む）の推計

ア 介護給付に係るサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス）の見込み

イ 介護予防に係るサービス（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）の見込み

ウ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数

エ 地域支援事業に要する費用の額、量の見込み

- ・地域支援事業対象者数
- ・介護予防・生活支援サービス事業の数量の見込み（事業の検討も含む）
- ・一般介護予防事業の数量の見込み（事業の検討も含む）
- ・包括的支援事業の数量の見込み（事業の検討も含む）
- ・任意事業の数量の見込み（事業の検討も含む）

※各種推計及び分析は、日常生活圏域毎に実施

オ 介護予防・重度化防止・給付費等の適正化への取組及び目標設定

- ・現状分析及び将来推計並びに第9期計画の実績評価等を踏まえ、重点的に取り組む事項及び課題への対応策の検討

③ 介護保険料設定の検討

- ・要介護認定者数推計と各介護保険サービス事業量に基づき介護保険料を検討

(4) 計画書の作成

各調査結果と併せて、計画内容案等について、有識者等との意見交換を行う「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」（以下「計画策定懇話会」という。）（3回程度開催）での意見等を参考に、第9期計画における重点課題と施策の目標・体系をとりまとめながら、計画骨子案、計画素案を作成する。

① 打合せ記録の作成

- ・本市との打合せについて、結果概要を作成

② 計画策定懇話会及び「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」
(3回程度開催)の運営支援

- ・資料作成、各会議に出席し必要に応じて資料等を説明
- ・議事に関する助言や、会議結果の概要を作成
- ・計画策定懇話会の意見等について、計画への反映を本市とともに検討

③ パブリックコメント実施の支援

- ・事業計画案に関する「パブリックコメント」において、提出された意見等への対応の支援を行う。

④ 成果品

ア 事業計画書 100部

- ・事業計画書を作成し、本市が指定する期日までに、印刷物(A4版、100頁程度、表紙：カラー印刷、本文：2色印刷、一部図表・イラスト等：カラー)を納品すること。
- ・読み取り書き込みが可能な磁気媒体(Microsoft Office Excel・Word)を納品すること。

イ 事業計画書概要版

- ・事業計画書概要版(A4版、12頁程度、表紙：カラー印刷、本文：2色印刷、一部図表・イラスト等：カラー)を作成し、読み取り書き込みが可能な磁気媒体(Microsoft Office Excel・Word)を納品すること。

⑤ その他

ア 介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

- ・計画策定に伴い、施策検討等の資料とするため、他団体の特色ある施策等の事例提供すること。

イ 法律や制度などの動向に関する情報提供

- ・福祉分野に関する法律改正、制度変更について、逐次情報提供すること。

6 一般事項

- (1) 本業務は本仕様書並びに関係法令を遵守し、委託者真岡市(以下「甲」という)の指示に従い、受託者ア(以下「乙」という)は、連絡を密にして業務の進捗を図らなければならない。
- (2) 乙は、本仕様書に基づき業務を遂行する他、本仕様書に明記されていない事項、或いは当然補足すべき事項については、甲と協議の上その指示に従うものとする。
- (3) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分に成し得る知識と経験を有する者とする。
- (4) 乙は、本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲が書面により承認したときは、この限りではない。
- (6) 成果品などの著作物は、甲に帰属するものとする。乙は甲の許可無く成果品を他に利

用、公表、貸与等してはならない。

- (7) 甲は、委託業務を進める上で必要な情報または資料について、可能な限り乙の求めに応じ、無償で提供するものとする。

7 検査事項

- (1) 乙は、業務の途中又は完了時に甲の検査を受け、訂正を指示された事項は、速やかに修正を行うものとする。
- (2) 検査に合格後、成果品一式を納品し、甲がその内容について関係会議等で報告することにより業務の終了とする。

8 その他

- (1) この仕様書及び契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、記載のない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示す者であり、業務内容の詳細については、プロポーザル実施後、甲、乙の協議により業務の詳細を作成し決定する。
- (3) 本事業に関して、甲、乙が協議等を行うときは、原則、企画提案者に記載した担当者が対応するものとする。
- (4) (2) による協議等が行われたときは、乙は甲に会議録を提出するものとする。